建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年６月21日

関東地方整備局長　泊　　宏

１　処分をした年月日　平成30年６月７日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　大成ロテック株式会社　代表取締役　西田　義則　東京都新宿区西新宿８－17－１　国土交通大臣許可（特－29）第1964号

３　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止

⑴　停止を命ずる営業の範囲

全国における舗装工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの。

（注１）「舗装工事業に関する営業」とは、注文者から舗装工事を請け負う営業をいう。

（注２）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

⑵　期間

平成30年６月22日から平成30年７月21日までの30日間

４　処分の原因となった事実

大成ロテック株式会社は、東京都、東京港埠頭（株）及び成田国際空港（株）が発注する舗装工事において、独占禁止法第２条第６項に規定する不当な取引制限に該当する行為を行っていたものであり、これが同法第３条の規定に違反するとして、平成30年３月28日に公正取引委員会から、成田国際空港（株）における当該行為について、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

このことが、建設業法第28条第１項第２号及び第３号に該当すると認められる。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年６月21日

関東地方整備局長　泊　　宏

１　処分をした年月日　平成30年６月７日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　大林道路株式会社　代表取締役　福本　勝司　東京都千代田区神田猿楽町２－８－８　国土交通大臣許可（特－29）第2523号

３　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止

⑴　停止を命ずる営業の範囲

全国における舗装工事業に関する営業のうち、公共工事又は民間工事に係るもの。

（注１）「舗装工事業に関する営業」とは、注文者から舗装工事を請け負う営業をいう。

（注２）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

（注３）「民間工事」とは、上記（注２）以外の建設工事をいう。

⑵　期間

平成30年６月22日から平成30年７月21日までの30日間

４　処分の原因となった事実

大林道路株式会社は、東京都、東京港埠頭（株）及び成田国際空港（株）が発注する舗装工事において、独占禁止法第２条第６項に規定する不当な取引制限に該当する行為を行っていたものであり、これが同法第３条の規定に違反するとして、平成30年３月28日に公正取引委員会から、東京都及び成田国際空港（株）における当該行為について、課徴金納付命令を、東京港埠頭（株）における当該行為について、同法第７条の２第18項の通知を、それぞれ受けた。

このことが、建設業法第28条第１項第２号及び第３号に該当すると認められる。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年６月21日

関東地方整備局長　泊　　宏

１　処分をした年月日　平成30年６月７日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　世紀東急工業株式会社　代表取締役　佐藤　俊昭　東京都港区芝公園２－９－３　国土交通大臣許可（特－29）第1962号

３　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止

⑴　停止を命ずる営業の範囲

全国における舗装工事業に関する営業のうち、公共工事又は民間工事に係るもの。

（注１）「舗装工事業に関する営業」とは、注文者から舗装工事を請け負う営業をいう。

（注２）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

（注３）「民間工事」とは、上記（注２）以外の建設工事をいう。

⑵　期間

平成30年６月22日から平成30年７月21日までの30日間

４　処分の原因となった事実

世紀東急工業株式会社は、東京都、東京港埠頭（株）及び成田国際空港（株）が発注する舗装工事において、独占禁止法第２条第６項に規定する不当な取引制限に該当する行為を行っていたものであり、これが同法第３条の規定に違反するとして、平成30年３月28日に公正取引委員会から、東京港埠頭（株）における当該行為について、課徴金納付命令を、東京都及び成田国際空港（株）における当該行為について、同法第７条の２第18項の通知を、それぞれ受けた。

このことが、建設業法第28条第１項第２号及び第３号に該当すると認められる。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年６月21日

関東地方整備局長　泊　　宏

１　処分をした年月日　平成30年６月７日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　鹿島道路株式会社　代表取締役　吉弘　英光　東京都文京区後楽１－７－27　国土交通大臣許可（般・特－29）第2400号

３　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止

⑴　停止を命ずる営業の範囲

全国における舗装工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの。

（注１）「舗装工事業に関する営業」とは、注文者から舗装工事を請け負う営業をいう。

（注２）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

⑵　期間

平成30年６月22日から平成30年７月21日までの30日間

４　処分の原因となった事実

鹿島道路株式会社は、成田国際空港（株）が発注する舗装工事において、独占禁止法第２条第６項に規定する不当な取引制限に該当する行為を行っていたものであり、これが同法第３条の規定に違反するとして、平成30年３月28日に公正取引委員会から課徴金納付命令を受けた。

このことが、建設業法第28条第１項第２号及び第３号に該当すると認められる。